



建築基本法制定準備会の紹介

2016.1

発足のきっかけ

阪神淡路大震災の後、建築基準法の見直しがなされ2000年に改定基準法が施行されたが、安全性と性能の不調和、性能規定と従来の規定との混乱、新しい工法や建築材料への規制強化など当初の目的と異なる結果になった。また、法律さえ守れば安全と誤解される危惧も懸念された。

このため大学関係者や建築実務者等の有志が、建築に関わる基本理念と法律の見直しの必要性を強くいただき、建築基本法の制定を目指し2003年8月に任意団体として発足した。

会員の構成



主な活動経過

発足以来、建築の基本理念を示す建築基本法の必要性や建築関連法の問題点などについて、いろいろな場で議論し建築基本法の制定を目指し活動を続けております。

**2003年8月
新潟朱鷺
メッセ事件**

- 2003年 8月 発会総会
- 2004年 6月 パネルディスカッション—建築関連法の何処がいけないのか—
- 11月 パネルディスカッション—群としての建築の理念の視点から建築基本法のあり方を考える—

**2005年11月
耐震偽装
事件**

- 2005年 2月 シンポジウム—国と自治体の責務の分担—
- 4月 シンポジウム—建築基本法制定による建築関連法体系再編の提案他
- 9月 シンポジウム—ちょっと待った！ 住宅基本法—
- 2006年 2月 シンポジウム—確認制度の破綻と建築基本法—
- 2007年 1月 福岡にて講演会 —あるべき法制度の提案—「建築基本法」
- 4月 大阪でのシンポジウム—対談：「建築と法の役割」—
- 9月 仙台でのシンポジウム—建築と法の役割—
- 11月 四国でのシンポジウム—建築法のありかた—

**2008年11月
士法改正
(専門建築士)**

- 2008年 11月 **議員会館 —建築基本法の制定の意義と期待される役割—**
- 2009年 4月 シンポジウム —建築関連法の簡略化—
- 11月 **議員会館 —建築関連法の改正にあたって建築基本法が何故必要か**
- 2010年 5月 シンポジウム —少子・高齢化社会における建築制度—
- 11月 **議員会館 —建築法制の変革から豊かな社会へ—**
- 2011年 8月 「東日本大震災からの復興にあたっての提言」公表
- 11月 **議員会館 —建築基本法の必要性と東日本大震災からの復興—**

**2015年10月
杭データ
偽装事件**

- 2013年 4月 **議員会館 —自然災害から生命と財産をどうやって守るか—**
- 2014年 2月 **議員会館 —社会資産としての建築を考える—**
- 2014年 11月 **議員会館 —空き家対策からストック活用へ—**
- 2016年 2月 **議員会館 —分譲マンションに求められる法制度と具体策—**

以上

「建築基本法制定準備会」会則

(平成 27 年 6 月改訂)

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は建築の本質に鑑み建築基本法の制定を目的とする。
第 2 条 本会は「建築基本法制定準備会」と称する。
第 3 条 本会は事務局を置く。

第 2 章 活動

- 第 4 条 本会は第 1 条の目的を達するために次の活動を行う。
1. 建築基本法（原案）の作成に関する事項
2. 建築基本法の立法に関連する事項
3. その他目的を達成するために必要な事項

第 3 章 会員

- 第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。
1. 正会員
本会の目的を達成する意志・気力・倫理観を持つ者
2. 特別会員
本会の目的に賛同し、本会の活動を支持する者
第 6 条 会員は会費規定に定める会費を納入する。
第 7 条 会員にして本会の名誉を傷つける行為のあった場合は総会の決議により除名する事が出来る。

第 4 章 役員

- 第 8 条 本会は、次の役員を置く。
1. 会長 1 名
2. 幹事 若干名
3. 監査役 1 名
4. 相談役 若干名
第 9 条 役員は総会で選出する。
第 10 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
第 11 条 (1) 幹事は幹事会を組織する。
(2) 幹事の互選により事務局長を選出する。
(3) 事務局長は会員相互の連絡その他必要な運営および事務処理を行う。
第 12 条 監査役は、本会の会計収支および事業を監査し、必要に応じて意見を付す。
第 13 条 相談役は必要に応じて幹事会の相談に応じる。
第 14 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再任をさまたげない。

第 5 章 総会および幹事会

- 第 15 条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。
1. 活動計画の決定
2. 会則の変更
3. 役員を選出
4. 会員の除名
5. その他
第 16 条 幹事会は会長が招集し、次の会務を行う。
1. 本会の活動の具体的な推進
2. その他必要な事項
第 17 条 総会は会員の 3 分の 1 以上の出席（委任状も含め）で成立し、議事は出席会員の過半数（委任状も含め）をもって決する。
第 18 条 (1) 総会は年 1 回通常総会を行い、幹事会は原則として月 1 回開催する。
(2) 必要とするときは臨時総会、臨時幹事会を開催する事ができる。

第 6 章 会計

- 第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。
第 20 条 本会の通常経費は会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

会費規定

- 第 1 条 会則第 3 章第 6 条の会費は、正会員は年間 5,000 円とする。
第 2 条 特別会員は無料とする。
第 3 条 会合等に要する費用が必要な場合は臨時に徴収する。

発起人

青木 繁 (構造設計者)
青木 豊 (構造設計者)
赤木久真 (構造技術者)
秋山 宏 (研究・教育者)
新谷真人 (構造設計者)
安藤忠雄 (建築家)
伊香賀俊治 (設備設計者)
石橋一彦 (研究・教育者)
石山祐二 (研究・教育者)
今井一郎 (構造設計者)
今川憲英 (構造設計家)
梅野 岳 (構造設計者)
大越俊男 (構造設計者)
大野秀敏 (研究・教育者)
岡本 伸 (構造研究者)
岡本哲美 (構造技術者)
小川勝也 (国会議員)
小野徹郎 (研究・教育者)
表佑太郎 (構造研究者)
加藤光一 (構造設計者)
川口 衛 (構造設計者)
神田 順 (研究・教育者)
木村克次 (構造技術者)
国安瑠子 (コンサルタント)
洪 忠憲 (研究・教育者)
斎藤公男 (研究・教育者)
佐伯英一郎 (構造技術者)
島田孝好 (建築家)
水津秀夫 (監理技術者)
鈴木計夫 (研究・教育者)
仙田 満 (建築家)
高島秀雄 (研究・教育者)
高山峯夫 (研究・教育者)
瀧口克己 (研究・教育者)
多田英之 (構造技術者)
田中淳夫 (研究・教育者)
田村幸雄 (研究・教育者)
中田慎介 (研究・教育者)
中山明英 (構造設計家)
西谷 章 (研究・教育者)
野口賢治 (団体職員)
長谷見雄二 (研究・教育者)
林 静雄 (研究・教育者)
林 昌二 (建築家)
彦根 茂 (構造設計者)
松下富士雄 (構造技術者)
三橋博巳 (研究・教育者)
宮本 徹 (ジャーナリスト)
村尾成文 (建築家)
村上處直 (研究・教育者)
村田義男 (構造設計者)
盛 和春 (プロジェクト・プロデューサー)
森本 仁 (構造技術者)
矢野克巳 (構造設計者)
山口康夫 (法律家)
山本儀子 (会社経営)
米田雅子 (評論家)
若本武三 (構造設計者)
若山 滋 (建築家)
渡辺邦夫 (構造設計者)
渡辺定夫 (研究・教育者)
和田 章 (研究・教育者)

以上

入会申込書

建築基本法制定準備会 宛

FAX 03-3368-2845

建築基本法制定準備会への入会を希望します。

氏名					
勤務先					
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 勤務先			
連絡先住所					
TEL		FAX		E-mail	